

栃木県労働基準協会連合会

令和3年1月1日

発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築郷町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 E-mail : info@tochikiren.or.jp

<http://www.tochikiren.or.jp>

第51号

発行人

義田英二

印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 松下 正直

新年明けましておめでとうございます。

県内 8 地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、心新たに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、当連合会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、世界的な新型コロナウイルス感染症流行の影響により、国内・県内共にあらゆる産業が影響を受け、また、市民生活が一変した年となりました。

12月20日現在での新型コロナウイルスの感染状況は、累計者数で国内が約20万人、県内では約1,000人、その内死亡者数は全国で2,916人、県内でも5人が亡くなられ、更に第3波による蔓延拡大が続くなど未だ収束の兆しが見えず、一日も早いワクチン・治療薬の普及が待たれるところです。

この間、当連合会でも、総会をはじめとする殆どの会議の開催を見送り、技能講習等の講習会も4、5月は全休とし、その後も三密回避のため受講定員の削減を余儀なくされるなど、多くの利用者の皆様にご不便をおかけしました。

また、全国産業安全衛生大会をはじめ9月28日開催予定としておりました栃木地方産業安全衛生大会も中止となりました。

しかしながら労働条件改善対策の面では、一昨年度から引き続き過重労働防止・働き方改革関連法の周知徹底、とりわけ大幅に改正された労働基準法について、残業時間の上限規制や有給休暇の取得促進、更にはテレワークの普及促進などの周知啓発活動に協力して参りました。

また、労働災害防止対策の関係では、第三次産業や高年齢労働者を中心とした転倒災害の増加に加え、巣ごもり需要等による小売り・流通業等での労災事故の増加も相俟って、その発生動向は予断を許さず、この4,5年間全国、県内共に労働災害の増加傾向が続くなが、昨年も厳しい状況が続いていると聞き及んでおります。

このような状況の下、昨年9月15日には、県内における労働災害の防止に向けて栃木労働局と当連合会を含む労働災害防止4団体連名による「安全活動共同宣言」が出され、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の下で、心身の健康確保を含めた災害防止対策の一層の取組強化が広く県内に呼びかけされました。

本年は、新型コロナウイルス予防ワクチンや治療薬が順次国内・県内に普及し、停滞していた企業活動も回復してゆくものと考えておりますが、「ウイズコロナ」との言葉もありますとおり、新型コロナウイルスを完全に無くすことは難しく、当面は各事業場・家庭共に引き続き感染予防対策を徹底しつつ現状を収束に導くことにより、一刻も早く平常の事業活動に戻ることを願っております。

当連合会と致しましても、これら対策の着実な実施の下、会員事業場が適切な労務管理を実施できます様、地区協会活動を支援して参りますが、地区協会役員と会員の皆様には引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

本年も、当連合会の代表的事業であります各種作業主任者の技能講習や各種研修会を円滑に実施して参りますと共に、各種労働行政施策・情報の周知啓発につきましてもホームページ・会報誌等広報媒体の一層の活用を進め、県内事業場において改正労働関係法令・施策が確実に遵守されますよう、更には安全で健康的な職場環境が形成され、労働福祉の向上にも寄与するよう事業の推進に精励して参ります。

本年は、昨年延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催年であります。新型コロナウイルス克服の証として世界から注目される大会が成功を納め、産業界にとって活気溢れるV字回復の年となり、各地区労働基準協会並びに会員事業場の皆様にとって復活・飛躍の年となります。よろしくご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

年頭にあたつて

栃木労働局長 藤浪 竜哉



新年、明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中、当労働局の業務の推進に格別のご理解とご協力をいたいたことに、御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年の雇用情勢を振り返りますと、本県の有効求人倍率は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響により、5年半振りに1倍を下回る水準となるなど、今なお厳しい状況が続いております。

このような中、働き方改革関連法が一昨年4月から順次施行され、昨年4月からは中小企業にも罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されるなど、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要となっております。

一方、県内の状況を見ますと、令和元年度に栃木労働局が実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導において、その対象事業場のうち、約4割で違法な時間外労働（うち、約3割が月100時間を超える時間外労働）を行っているなど、依然として長時間労働の実態が認められています。新型コロナウイルスの感染拡大は、多くの企業にとって働き方を見直す契機となったことと思いますが、長時間労働の解消に向け、この流れを一過性のものとせず、継続的な取組みとしていくことが必要です。

栃木労働局といたしましては、引き続き、「新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応」、「働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進」、「安全・安心に働くことができる職場づくり」及び「人材不足への対応、多様な人材が活躍できる職場づくり」を柱として、働き方改革の着実な実行を通じた労働環境の整備・生産性の向上の促進による、働きやすい職場づくりの実現に向けた取組に力を入れてまいります。

また、栃木県最低賃金につきましては、1円の引上げを決定し、昨年10月1日から1時間854円に改定いたしました。最低賃金額以上の賃金の支払をはじめとする労働関係法令の遵守をお願いいたします。

県内の労働災害は、令和2年11月末現在、休業4日以上の死傷者数が、1,591人と前年同期より36人(2.2%)減少、死亡者数が、9人と前年同期より5人減少となっています。

労働局では、2018年から2022年の5年間で「労働災害による死者を15%以上減少」、「休業4日以上の死傷者数を5%以上減少」という目標（第13次労働災害防止計画）に基づき、労働災害の防止に取り組んでおり、依然として労働災害の多くを占める「転倒災害」の防止ほか、死亡災害の撲滅、労働災害の減少に取り組んでまいります。

会員各社の皆様におかれましても、働き方改革の着実な実行はもとより、基本的な労務管理・安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害の防止への取組、労働者が安全・安心で健康に働くことができる職場環境づくりの推進につきまして、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これらの活動の実行にあたっては、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件が重なる場を避け、職場内外での感染防止活動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

結びに、新たな年を迎え、貴会の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝、無事故・無災害をご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得

令和3年1月1日から

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになりました！

◎育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになりました。

<改正のポイント>

改正前

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

○「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できる**ようにしてください。

○法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

- ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。
- (注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

■問い合わせ：栃木労働局雇用環境・均等室（☎ 028-633-2795）

「年末年始無災害運動」実施要綱（令和2年12月1日～令和3年1月31日）

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、令和元年は過去10年間で最多となる1,931人を数え、16人の尊い生命が失われた。

令和2年においては、10月末現在で、1,434人と前年同時期よりも4人増加し、うち死亡災害による被災者数は8人（前年同時期13人）を数えている。

現在のところ、死者数は前年同時期よりも減少傾向にあるものの、墜落・転落（3人）、挟まれ・巻込まれ（3人）と依然として在来型の災害によるものが顕著にあるなど、決してあってはならない死亡災害の撲滅には至っていない。一方、死傷災害では、転倒災害、墜落・転落、挟まれ・巻込まれによるものが後を絶たないほか、60歳以上の高年齢労働者の被災率も約3割と高まっている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないと強い決意とともに、具体的な労働災害防止の一層の強化が求められる。

加えて、冬季を迎える新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の拡大が懸念され、とりわけ職場における同感染症の予防対策の徹底も重要なとなる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月31日まで

3 運動スローガン

『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害』

(中央労働災害防止協会 第50回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) 高所作業における「墜落・転落」災害の撲滅
- (4) 転倒災害の撲滅
- (5) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 本運動及び死亡災害急増に係る報道機関への広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
　　<現場力の向上と、若年者層に対する危険認識のための教育の推進>
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) はまれ・巻き込まれ、墜落・転落・転倒災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (9) 交通労働災害防止対策の推進
- (10) 安全衛生パトロールの実施
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり

- (15) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (16) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染予防対策の徹底
- (17) 職場のハラスマント防止につながる取り組みの推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【別添 参考パンフレット等】

- ・ STOP! 転倒プロジェクト in 栃木
- ・ STOP ! はざまれ・巻き込まれ災害
- ・ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！
- ・ 交通労働災害を防止するために
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

※ 別添 参考パンフレット等は、栃木労働局ホームページから入手できますので、ご活用ください。

栃木労働局ホームページの「ニュース & トピックス」⇒「トピックス」

⇒「2020年11月16日 令和2年度 年末年始無災害運動を実施展開します」

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00270.html

とちぎ労基連トピックス①

令和2年度第3回理事会が開催されました。

令和2年11月10日（火）、栃木県建設産業会館において、理事19名、監事2名が出席し、当連合会の令和2年度第3回理事会が開催されました。

議事に先立ち、松下正直会長から、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、全国・地方産業安全衛生大会が共に中止となり、連合会の運営を含め多くの会員企業が多大な影響を受けるなど困難な状況が続いているが、本年度後半は、昨年度に引き続き過重労働防止、働き方改革関連法の周知徹底、更には第13次労働災害防止計画達成に向けた栃木安全活動共同宣言への協力を強化して行く必要があり、今後とも、各職場で労働災害撲滅に向けて安全衛生活動を推進するよう、連合会として指導啓発に努めると挨拶がありました。

理事会では、事務局より

第1号議案 令和2年度上半期事業報告
 第2号議案 令和2年度上半期収支予算執行状況報告
 第3号議案 令和2年度上半期の役員活動状況報告
 について提案説明があり、慎重な審議の結果、全議案とも承認されました。



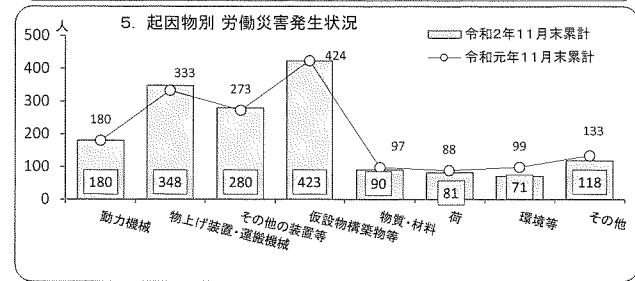
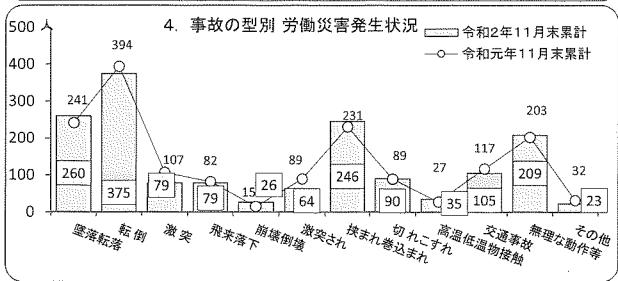
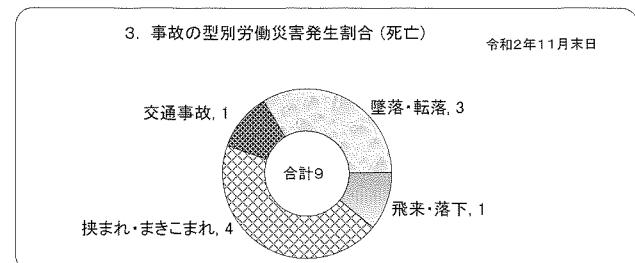
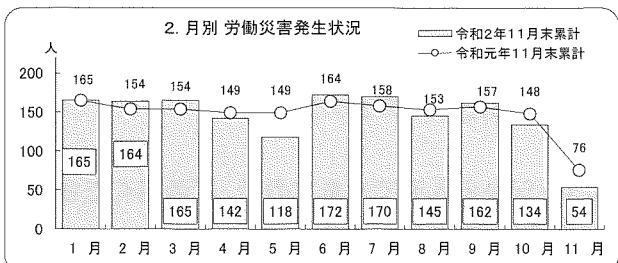
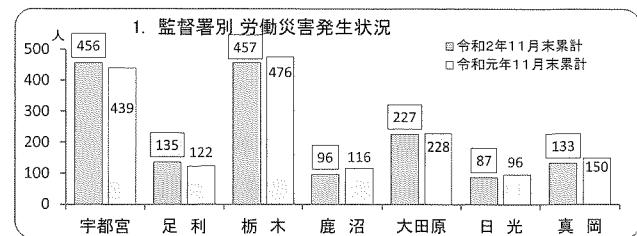
議事終了後、出席者に対して藤田専務理事より、栃木「安全活動共同宣言」について配布資料を基に、重点事項等の実施事項があらためて説明され、年末年始無災害運動と合わせて各地区協会における一層の取組協力についての要請が行われました。

栃木労働局からのお知らせ③（健康安全課）

労働災害発生状況（令和2年11月末現在）

（令和2年11月末現在）

区分	主要業種別 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。）			
	令和元年 死傷者数	死亡者数	令和2年 死傷者数	死亡者数
全産業	1,627	14	1,591	9
製造業	464	4	412	2
建設業	171	2	160	3
道路貨物運送業	197		196	
陸上貨物取扱業				
林業	4		15	
第三次産業	725	6	755	4



栃木労働局からのお知らせ④（健康安全課）

○職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための「チェックリスト」改訂のお知らせ。

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が改訂されましたので、是非ご活用ください。

なお、同チェックリストは以下のリンク先から入手できます。

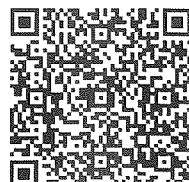
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15080.html



○治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナー開催のお知らせ。

治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナーが令和3年2月9日(火)、開催されます。事前登録受付中です。是非ご視聴ください。

⇒「栃木労働局 治療 両立セミナー」で検索



最低賃金一覧表

栃木県の最低賃金



使用者も、労働者も、必ずチェック！

※ 最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

とちまるくん©栃木県

域別最低賃金

効力発生日：令和2年10月1日

栃木県最低賃金	時間額(円) 854	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
---------	----------------------	---

特定最低賃金

効力発生日：令和2年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本標準産業分類(平成26年4月1日施行) による)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	965	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	913	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。))を除く。) E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	913	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ、 バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束の業務
自動車・同附属品製造業	920	E311 自動車・同附属品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・卷線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 二 手作業による小物部品の包装、袋詰め、 箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・医 療用品製造業、光学機械器 具・レンズ製造業、医療用計 測器製造業、時計・同部分品 製造業	912	E273 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化 学機械器具製造業(理化学機 械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製 造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計製 造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・卷線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 二 手作業による小物部品の包装、袋詰め、 箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
各種商品小売業	874	I56 各種商品小売業 (衣、食、住にわたる各種の 商品を小売するが、いずれが 主たる販売商品であるかが 判別できない小売業)	(1) 雇入れ後3月末満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者

* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)
も特定最低賃金が適用されます。

令和2年度栃木労働局長表彰授賞者

令和2年度の栄えある栃木労働局長表彰を、下記の事業場、個人の皆様が授賞されました。誠におめでとうございました。

優 良 賞	京浜精密工業株式会社 鹿沼工場（鹿沼市） セイコーN P C株式会社 那須塩原事業所（那須塩原市）
奨 励 賞	テクノサイエンス株式会社（宇都宮市） 菊地歯車株式会社（足利市） 栄研化学株式会社 野木事業所（野木） ゼオンオプトバイオラボ株式会社（佐野市） ジーエムいちはら工業株式会社（鹿沼市） JUKI 株式会社 大田原工場（大田原市） 古河精密金属工業株式会社（日光市） 株式会社古口工業（上三川町） 株式会社マーレフィルターシステムズ 栃木工場（真岡市）
功 績 賞	小倉 健夫 ((一社)足利労働基準協会 前 理事・会長) 鈴木 義行 ((一社)真岡労働基準協会 前 理事・副会長)
安全衛生推進賞	斎藤 好章（宇都宮労基署管内商業労災防止協議会長） 坂寄 和弘（栃木産業保健総合支援センター産業保健相談員） 遠乗 秀樹（同 上）

令和2年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の受賞おめでとうございます。

令和2年度の「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」授賞者が去る12月10日発表され、当県からは次の方々の授賞が決定しました。（発表順）

御氏名（敬称略）	所 属 事 業 場
小 出 隆	光洋建設株式会社（小山市）
中曾根 譲	昭和電工株式会社小山事業所（小山市）
磯 雄三郎	株式会社デンソーテン小山製作所（小山市）
長谷川 浩 史	日本サーファクタント工業株式会社 宇都宮事業所（宇都宮市）

この制度は高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に、平成10年度から始まり、今回で23回目となるもので、今年度は全国で114名の方々が授賞されました。

授賞者の皆様、まことにおめでとうございました。

※「職長」とは、事業場で、部下の作業員等を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われている。

中小企業無災害記録が達成されました

★★中災防・中小企業無災害記録証授与制度★★

令和2年4月以降、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証（表彰状）と副賞（表彰盾）が授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に安全管理活動の活発な取り組みをお願いいたします。

なお、この制度についての詳細は（一社）栃木県労働基準協会連合会（028-678-2771）にお問い合わせください。

住 所	事 業 場 名	種 別	期 間	労 働 者 数
小山市	大進鉄工株式会社 栃木工場	第四種 (銀賞)	平成23年5月26日 ～令和2年7月22日	61名
栃木市	落合建設工業株式会社	第二種 (進歩賞)	平成24年10月15日 ～令和2年8月27日	13名
佐野市	株式会社野中工業所	第三種 (銅賞)	平成27年8月18日 ～令和2年9月8日	34名

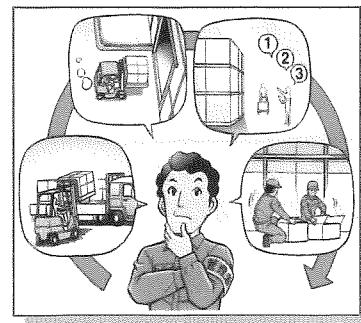
栃木労働局からの要請・依頼の概要（番号は年度の通し番号）

- ③ 2年9月28日付け 栃木労働局長
(趣旨) じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（産業医等の押印不要）周知依頼
- ④ 2年10月12日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) 製造業における職長等の能力向上教育に準じた教育の担当講師向けオンライン講座の開設周知依頼
- ⑤ 2年10月15日付け 栃木労働局長
(趣旨) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について
- ⑦ 2年10月19日付け 栃木労働局長
(趣旨) 長時間労働削減の取り組みに対する要請書
- ⑧ 2年10月19日付け 栃木労働局労働基準部監督課長
(趣旨) 「過重労働解消キャンペーン」に関する周知広報依頼
- ⑨ 2年10月29日付け 栃木労働局労働基準部長
(趣旨) 自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について周知依頼
- ⑩ 2年10月30日付け 栃木労働局雇用環境・均等室長
(趣旨) 「働きやすい職場づくりセミナー」の開催等について周知依頼
- ⑪ 2年11月16日付け 栃木労働局長
(趣旨) 令和2年「年末年始無災害運動」の実施について周知協力依頼
- ⑫ 2年11月20日付け 栃木労働局長
(趣旨) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について協力依頼
- ⑬ 2年11月25日付け 栃木労働局長
(趣旨) 冬季における年次有給休暇の取得促進について周知広報依頼
- ⑭ 2年12月2日付け 栃木労働局長
(趣旨) 令和2年度「治療と仕事の両立支援地域セミナー」の開催について周知依頼
- ⑮ 2年12月3日付け 栃木労働局長
(趣旨) 栃木県特定最低賃金について周知広報依頼
- ⑯ 2年12月4日付け 栃木労働局健康安全課長
(趣旨) 木材加工用機械作業主任者技能講習及びプレス機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する件の施行について周知依頼

荷役ガイドラインに基づく講習会開催のご案内 荷主等の事業場担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生し、さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」という。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度、陸災防栃木県支部では、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を下記日程により行います。この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものですので、荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

- 1 開催日時 令和3年2月10日(水) 13:00~17:00
- 2 開催場所 (一社) 栃木県トラック協会（住所：宇都宮市八千代1-5-12）
- 3 講習会の内容
 - (1) 荷役災害防止担当者教育（陸災防安全管理士）
 - (2) 質疑応答
- 4 定員 50名（先着順です。）
- 5 参加費及びテキスト代（無料）
- 6 参加申込方法
下記参加申込書に必要事項をご記入の上、陸災防栃木県支部までファックスにてお申し込み下さい。（受講票等は送付されません）※申込期限：令和3年1月29日（金）
- 7 修了証の交付
本講習会を受講された方には、修了証が交付されます。



陸災防栃木県支部 FAX 028-658-6929

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参 加 者 氏 名		
事 業 場 名	(業種:)	
住 所 電 話 番 号 担当者氏名	〒 TEL () 担当者 ()

* 参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外は使用いたしません。

「安全衛生教育促進運動」を全国展開中です。 『正しい知識で職場を安全・健康に！』

中央労働災害防止協会（中災防）では、令和2年12月1日から3年4月30日までを実施期間として、厚生労働省の後援を受けて「令和2年度安全衛生教育促進運動」を主唱・展開しております。この運動は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、平成25年度から中災防が提唱し展開しているものです。詳しくは中災防ホームページ (<http://www.jisha.or.jp>) をご覧ください。

また、(一社) 栃木県労働基準協会連合会でも「安全衛生教育促進リーフレット」を用意しておりますので、必要な方はお問合わせください。

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 1月18日(月) ~ 19日(火) 第2回職長等教育
栃木県護国会館
- ② 1月26日(火) 労務管理講習会
とちぎ福祉プラザ・多目的ホール
- ③ 2月15日(月) 研削といし特別教育
栃木県護国会館
- ④ 2月25日(木) ~ 26日(金)
高所作業車運転技能講習開催協力
那須クレーン教習所
- ⑤ 3月5日(金) 職長の能力向上教育
栃木県護国会館
- ⑥ 3月23日(火) 理事会 宇都宮文化会館 会議室

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 1月15日(金) 労務管理セミナー
小山グランドホテル
- ② 3月予定
栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議
場所未定

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 1月22日(金) 労務管理講習会
福田屋百貨店鹿沼店
- ② 2月予定 産業安全部会 場所未定
- ③ 2月予定 労務管理部会 場所未定
- ④ 2月予定 労働衛生部会 場所未定
- ⑤ 2月予定 転倒災害防止講習会(中高年齢労働者安全教育)
場所未定
- ⑥ 2月予定 動力プレス機械の金型取付け、取外し又は調整の業務に係る特別教育
場所未定
- ⑦ 3月予定 総務部会 場所未定
- ⑧ 3月予定 理事会 場所未定

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 1月18日(月) フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
(林災防協力) 日光市大沢公民館
- ② 1月29日(金) 職長の能力向上教育
日光市大沢公民館
- ③ 2月4日(木) ~ 5日(金)
のり面ロープ高所作業特別教育(林災防協力)
宇都宮、矢板
- ④ 2月9日(火) ~ 10日(水) 職長教育
日光商工会議所日光事務所
- ⑤ 2月26日(金) 労務管理講習会
日光市大沢公民館
- ⑥ 3月5日(金)
玉掛け業務従事者及びクレーン運転士安全衛生教育
(那須クレーン教習所協力) 日光市大沢公民館

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 2月6日(土) ~ 7日(日)
動力プレス金型交換等業務特別教育足利
足利市民プラザほか
- ② 2月18日(木) ~ 19日(金) 職長教育(第2回)
足利市民プラザ
- ③ 3月10日(水) ~ 11日(木)
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能
講習開催協力(人財学園) 足利市民プラザ
- ④ 3月12日(金)
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(再教育)
わたらせ技能講習センタ
- ⑤ 3月14日(日) クレーン特別教育(第2回)
オグラ金属(株)
- ⑥ 3月25日(木) 第3回役員会・理事会 足利市民プラザ

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 1月21日(木) 職長能力向上教育
佐野市勤労者会館
- ② 2月4日(金) 新春労務講演会
ホテルサンルート佐野
- ③ 3月17日(水) ~ 18日(木)
有機溶剤作業主任者技能講習開催協力(人財学園)
佐野市勤労者会館
- ④ 3月4日(木) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館
- ⑤ 3月10日(水) 正副会長会議 佐野市勤労者会館
- ⑥ 3月17日(水) 第4回理事会 佐野市勤労者会館

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 1月7日(木) 北栃木新春名刺交換会
勝田屋記念会館
- ② 1月27日(水) ~ 28日(木) 第3回職長教育
栃木県立県北体育館
- ③ 3月5日(金) 理事会
場所未定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 1月18日(月)
金属アーク溶接等作業に係る説明会(第1回)
真岡商工会議所
- ② 1月19日(火) ~ 20日(水)
産業用ロボット特別教育(座学)
真岡市公民館
- ③ 2月1日(月) 粉じん作業特別教育 真岡市公民館
- ④ 2月4日(木) 労務管理セミナー
真岡市公民館二宮分館
- ⑤ 2月15日(月)
金属アーク溶接等作業に係る説明会(第2回)
真岡市公民館
- ⑥ 2月25日(木) ~ 26日(金) 職長教育
真岡市公民館
- ⑦ 3月予定 第3回理事会 場所未定

2020年度各種技能講習等実施計画(1~3月) (一社)栃木県労働基準協会連合会

実施月日		講習科目等	会場	受付開始	締切
1	12(火) ~ 13(水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	10/12(月)	12/25(金)
	18(月) ~ 21(木)	外国人技能実習制度養成研修②	〃	全基連	全基連
	25(月) ~ 26(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	10/26(月)	1/12(火)
2	2(火) ~ 3(水)	栃木KYTトレーナー研修②(中災防主催)	建設産業会館	随時	先着順
	8(月) ~ 9(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	11/9(月)	1/25(月)
	15(月) ~ 17(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	11/16(月)	2/1(月)
	18(木) ~ 19(金)	安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③)	〃	11/18(水)	2/4(木)
	24(水) ~ 25(木)	安全管理者選任時研修②	護国会館	11/24(火)	2/10(水)
3	1(月) ~ 2(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	建設産業会館	12/1(火)	2/15(月)
	8(月) ~ 9(火)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	12/8(火)	2/22(月)
	15(月) ~ 16(火)	プレス機械作業主任者技能講習③	〃	12/15(火)	3/1(月)
	17(水) ~ 19(金)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑦(臨時)	〃	12/17(木)	3/3(水)
	22(月) ~ 23(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	12/22(火)	3/8(月)

※ 3月17日～19日の3日間の予定で「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」を追加開催します。

受講申込案内

◆ 申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL [<http://www.tochikiren.or.jp>]

(一社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

講習種類別 (次回更新: いずれも2024年3月30日)	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第189号

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中 小企業 退職金 共済制度

安全 **有利** **簡単**

国 の 制 度 だ か ろ 安 心

新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

社外積立て管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

中退共 (独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211